

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第1章</p> <p>第1条～2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>24 <u>第1種 X i ユビキタス一般契約</u></td> <td><u>第1種 X i ユビキタス契約であって、第1種 X i ユビキタス定期契約以外のもの</u></td> </tr> <tr> <td>25 <u>第1種 X i ユビキタス一般契約者</u></td> <td><u>当社と第1種 X i ユビキタス一般契約を締結している者</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26～29 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>30 <u>第1種 X i ユビキタス定期契約</u></td> <td><u>第1種 X i ユビキタス契約であって、定期契約となるもの</u></td> </tr> <tr> <td>31 <u>第1種 X i ユビキタス定期契約者</u></td> <td><u>当社と第1種 X i ユビキタス定期契約を締結している者</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32～49 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条～第12条の2 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～23 (略)	(略)	24 <u>第1種 X i ユビキタス一般契約</u>	<u>第1種 X i ユビキタス契約であって、第1種 X i ユビキタス定期契約以外のもの</u>	25 <u>第1種 X i ユビキタス一般契約者</u>	<u>当社と第1種 X i ユビキタス一般契約を締結している者</u>	26～29 (略)	(略)	30 <u>第1種 X i ユビキタス定期契約</u>	<u>第1種 X i ユビキタス契約であって、定期契約となるもの</u>	31 <u>第1種 X i ユビキタス定期契約者</u>	<u>当社と第1種 X i ユビキタス定期契約を締結している者</u>	32～49 (略)	(略)	<p>第1章</p> <p>第1条～2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">24～27 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28～45 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条～第12条の2 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～23 (略)	(略)	24～27 (略)	(略)	28～45 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																								
1～23 (略)	(略)																								
24 <u>第1種 X i ユビキタス一般契約</u>	<u>第1種 X i ユビキタス契約であって、第1種 X i ユビキタス定期契約以外のもの</u>																								
25 <u>第1種 X i ユビキタス一般契約者</u>	<u>当社と第1種 X i ユビキタス一般契約を締結している者</u>																								
26～29 (略)	(略)																								
30 <u>第1種 X i ユビキタス定期契約</u>	<u>第1種 X i ユビキタス契約であって、定期契約となるもの</u>																								
31 <u>第1種 X i ユビキタス定期契約者</u>	<u>当社と第1種 X i ユビキタス定期契約を締結している者</u>																								
32～49 (略)	(略)																								
用 語	用 語 の 意 味																								
1～23 (略)	(略)																								
24～27 (略)	(略)																								
28～45 (略)	(略)																								

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 58 条の 2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行する X i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 X i サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 X i サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 (略)

第 14 条～第 16 条 (略)

第 3 節 定期契約

第 17 条 (略)

(定期契約申込の承諾)

第 18 条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(3) (略)

(4) 第 21 条（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

第 19 条～第 21 条 (略)

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 58 条の 2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行する X i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 X i サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 X i サービス取扱所に届出がないときは、第 10 条（契約者識別番号）、第 12 条の 2（X i の電話番号保管）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 40 条（利用中止）及び第 41 条（利用停止）に規定する通知（第 41 条第 1 項第 10 号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。）については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、第 19 条（定期契約の満了）及び第 21 条の 17（第 2 種 X i コビキタス定期契約の満了）に規定する通知（郵送等により通知を行うものを除きます。）については、電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 (略)

第 14 条～第 16 条 (略)

第 3 節 定期契約

第 17 条 (略)

(定期契約申込の承諾)

第 18 条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(3) (略)

(4) 第 8 条（一般契約申込の方法）及び第 21 条（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

第 19 条～第 21 条 (略)

第4章 X i コピキタス契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第21条の2 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種 X i コピキタス契約
- (2) 第2種 X i コピキタス契約

2 前項に規定する第1種 X i コピキタスには、次の種別があります。

- (1) 第1種 X i コピキタス一般契約
- (2) 第1種 X i コピキタス定期契約

3 第1項に規定する第2種 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

- (1) 第2種 X i コピキタス一般契約
- (2) 第2種 X i コピキタス定期契約

第2節 第1種 X i コピキタス一般契約

(契約の単位)

第21条の3 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第1種 X i コピキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1の第1種 X i コピキタス一般契約につき1人に限ります。

(第1種 X i コピキタス一般契約の申込の承諾)

第21条の4 当社は、第1種 X i コピキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種 X i コピキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種 X i コピキタス一般契約の申込みをした者が X i コピキタスサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) (略)

- (3) 第1種 X i コピキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

- (4) 21条の7(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第1種 X i コピキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

第21条の5 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第21条の5の2 第1種 X i コピキタス一般契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又はM2M等専用番号(当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。)への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 第1種 X i コピキタス一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属 X i サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている第1種 X i コピキタス一般契約者からのものであると当社が認めた場合、又はM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、第1種 X i コピキタス一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

第4章 X i コピキタス契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第21条の2 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種 X i コピキタス契約
- (2) 第2種 X i コピキタス契約

2 第1項に規定する第2種 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

- (1) 第2種 X i コピキタス一般契約
- (2) 第2種 X i コピキタス定期契約

第2節 第1種 X i コピキタス契約

(契約の単位)

第21条の3 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第1種 X i コピキタス契約を締結します。この場合、契約者は、1の第1種 X i コピキタス契約につき1人に限ります。

(第1種 X i コピキタス契約の申込の承諾)

第21条の4 当社は、第1種 X i コピキタス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種 X i コピキタス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種 X i コピキタス契約の申込みをした者が X i コピキタスサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) (略)

- (3) 第1種 X i コピキタス契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

- (4) 第8条(第1種 X i コピキタス契約申込の方法)及び第21条の7(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第1種 X i コピキタス契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

第21条の5 (略)

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第 2 項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(契約者が行う第 1 種 X i コピキタス一般契約の解除)

第 21 条の 6 契約者は、第 1 種 X i コピキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第 1 種 X i コピキタス一般契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) (略)

(その他の提供条件)

第 21 条の 7 第 1 種 X i コピキタス一般契約におけるその他の提供条件 (X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 3 節 第 1 種 X i コピキタス定期契約

(契約の単位)

第 21 条の 7 の 2 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の第 1 種 X i コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1 の第 1 種 X i コピキタス定期契約につき 1 人に限ります。

(第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込の承諾)

第 21 条の 7 の 3 当社は、第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者が X i コピキタスサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第 70 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第 21 条の 7 の 6 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了)

第 21 条の 7 の 4 第 1 種 X i コピキタス定期契約は、当社がその第 1 種 X i コピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日 (契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日) から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、その第 1 種 X i コピキタス定期契約が第 21 条の 7 の 5 (第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

3 当社は、前 2 項に規定する第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了について、当該第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第 1 種 X i コピキタス定期契約者 (当社が定める者を除きます。) に通知します。

(第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第 21 条の 7 の 5 第 1 種 X i コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに第 1 種 X i コピキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出てください。

2 当社は、第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に第 1

(契約者が行う第 1 種 X i コピキタス契約の解除)

第 21 条の 6 契約者は、第 1 種 X i コピキタス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第 1 種 X i コピキタス契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) (略)

(その他の提供条件)

第 21 条の 7 第 1 種 X i コピキタス契約の X i コピキタスにおけるその他の提供条件 (X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、X i の場合に準ずるものとします。

ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

種 X i ユビキタス定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、第 1 種 X i ユビキタス定期契約を更新するときは、第 21 条の 7 の 3（第 1 種 X i ユビキタス定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第 21 条の 7 の 6 第 1 種 X i ユビキタス定期契約におけるその他の提供条件については、第 1 種 X i ユビキタス一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第 1 種 X i ユビキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 節 第 2 種 X i ユビキタス一般契約

（その他の提供条件）

第 21 条の 14 第 2 種 X i ユビキタス一般契約におけるその他の提供条件（X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、第 1 種 X i ユビキタス一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第 1 種 X i ユビキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 5 節 第 2 種 X i ユビキタス定期契約

第 21 条の 15～第 21 条の 18 （略）

（その他の提供条件）

第 21 条の 19 第 2 種 X i ユビキタス定期契約におけるその他の提供条件については、第 2 種 X i ユビキタス一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第 2 種 X i ユビキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 2 X i 特定接続契約

第 22 条～第 24 条 （略）

（契約者識別番号）

第 25 条 X i 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、X i 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 （略）

3 当社は、前項の規定によるほか、契約者識別番号を M 2 M 等専用番号へ変更する場合があります。

4 第 2 項の規定により、X i 特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを X i 特定接続契約者に通知します。

第 26 条～第 27 条 （略）

第 5～第 9 章 （略）

第 3 節 （略）

（その他の提供条件）

第 21 条の 14 第 2 種 X i ユビキタス一般契約の X i ユビキタスにおけるその他の提供条件（X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、X i の場合に準ずるものとします。

ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 節 第 2 種 X i ユビキタス定期契約

第 21 条の 15～第 21 条の 18 （略）

（その他の提供条件）

第 21 条の 19 その他の提供条件（X i の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、X i の場合に準ずるものとします。

ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 2 X i 特定接続契約

第 22 条～第 24 条 （略）

（契約者識別番号）

第 25 条 X i 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、X i 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 （略）

3 前項の規定により、X i 特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを X i 特定接続契約者に通知します。

第 26 条～第 27 条 （略）

第 5 章～第 9 章 （略）

第 10 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第 48 条 当社が提供する X i の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2～5（略）

第 2 節 料金等の支払義務

第 49 条～第 50 条（略）

(定期契約等に係る解約金の支払義務)

第 51 条 定期契約者及び X i ユビキタス定期契約者は、その定期契約又は X i ユビキタス定期契約（以下「定期契約等」といいます。）を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第 1 表第 4（定期契約等に係る解約金）に規定する料金の支払いを要します。

第 52 条～第 54 条（略）

第 3 節～第 7 節（略）

第 11 章～第 12 章（略）

第 13 章 雑則

第 65 条～第 74 条（略）

(利用者登録)

第 74 条の 2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5（略）

6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)～(2)（略）

(3) X i 契約者が、その X i サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがない時を含みます。）は、第 41 条（利用停止）の規定に基づき X i サービスの利用を停止されることがあること、又は第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除）、第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき X i サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(7)（略）

7～10（略）

第 10 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第 48 条 当社が提供する X i の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2～5（略）

第 2 節 料金等の支払義務

第 49 条～第 50 条（略）

(定期契約等に係る解約金の支払義務)

第 51 条 定期契約者及び X i ユビキタス定期契約者は、その定期契約又は X i ユビキタス定期契約（以下「定期契約等」といいます。）を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第 1 表第 4（定期契約に係る解約金）に規定する料金の支払いを要します。

第 52 条～第 54 条（略）

第 3 節～第 7 節（略）

第 11 章～第 12 章（略）

第 13 章 雑則

第 65 条～第 74 条（略）

(利用者登録)

第 74 条の 2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5（略）

6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)～(2)（略）

(3) X i 契約者が、その X i サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがない時を含みます。）は、第 41 条（利用停止）の規定に基づき X i サービスの利用を停止されることがあること、又は第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（当社が行う第 1 種 X i ユビキタス契約の解除）、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除）、第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき X i サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(7)（略）

7～10（略）

第 75 条～第 76 条（略）

（電気通信事業者への情報の通知）

第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 6（契約者が行う第 1 種 X i ユビキタス一般契約の解除）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）、第 21 条の 12（契約者が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除）、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除）又は第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2～4（略）

第 78 条～第 80 条（略）

第 14 章（略）

第 75 条～第 76 条（略）

（電気通信事業者への情報の通知）

第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 6（契約者が行う第 1 種 X i ユビキタス契約の解除）、第 21 条の 14（その他の提供条件）、第 21 条の 12、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除）、第 21 条の 14（契約者が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除）又は第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2～4（略）

第 78 条～第 80 条（略）

第 14 章（略）

料金表

通則

1～6 (略)

7 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約、X i ユビキタス契約、F O M A 契約又はF O M A ユビキタス契約の解除と同時に新たにX i 契約、X i ユビキタス契約、F O M A 契約又はF O M A ユビキタス契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約等に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

8～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用											
(1)の1 (略)	(略)										
(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	<p>ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第1種 X i ユビキタス契約に係るもの</p> <p>① 第1種 X i ユビキタス一般契約に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">X i ユビキタス</td> <td>L T E ユビキタスプランS</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランS (高速オプション)</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM (高速オプション)</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスフラット</td> </tr> <tr> <td>I o T プラン</td> </tr> <tr> <td>I o T プランH S</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	X i ユビキタス	L T E ユビキタスプランS	L T E ユビキタスプランM	L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	L T E ユビキタスフラット	I o T プラン	I o T プランH S
区 分	基本使用料の料金種別										
X i ユビキタス	L T E ユビキタスプランS										
	L T E ユビキタスプランM										
	L T E ユビキタスプランS (高速オプション)										
	L T E ユビキタスプランM (高速オプション)										
	L T E ユビキタスフラット										
	I o T プラン										
	I o T プランH S										

料金表

通則 (略)

1～6 (略)

7 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約又はF O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約又はF O M A 契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

8～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用									
(1)の1 (略)	(略)								
(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	<p>ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第1種 X i ユビキタス契約に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">X i ユビキタス</td> <td>L T E ユビキタスプランS</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランS (高速オプション)</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM (高速オプション)</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスフラット</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	X i ユビキタス	L T E ユビキタスプランS	L T E ユビキタスプランM	L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	L T E ユビキタスフラット
区 分	基本使用料の料金種別								
X i ユビキタス	L T E ユビキタスプランS								
	L T E ユビキタスプランM								
	L T E ユビキタスプランS (高速オプション)								
	L T E ユビキタスプランM (高速オプション)								
	L T E ユビキタスフラット								

	<p>② 第1種X i ユビキタス定期契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="353 183 1077 360"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">X i ユビキタス</td> <td>I o Tプラン</td> </tr> <tr> <td>I o TプランHS</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略) イ～セ (略)</p> <p>ソ X i ユビキタス契約者は、第1種X i ユビキタス一般契約の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス定期契約を締結、第1種X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス一般契約を締結、第2種X i ユビキタス一般契約の解除と同時に新たに第2種X i ユビキタス定期契約を締結、第2種X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに第2種X i ユビキタス一般契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i ユビキタス契約の締結及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるときは、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p>	区分	基本使用料の料金種別	X i ユビキタス	I o Tプラン	I o TプランHS		<p>(イ) (略) イ～セ (略)</p> <p>ソ X i ユビキタス契約者は、第2種X i ユビキタス一般契約の解除と同時に新たに第2種X i ユビキタス定期契約を締結、第2種X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに第2種X i ユビキタス一般契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における第2種X i ユビキタス契約の締結及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるときは、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p>
区分	基本使用料の料金種別							
X i ユビキタス	I o Tプラン							
	I o TプランHS							
(2)～(3) (略)	(略)	(2)～(3) (略)	(略)					
(4) ユビキタス定期複数契約割引（ユビキタスプラン割引）に係る適用等	<p>ア ユビキタス定期複数契約割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、X i ユビキタス及びF O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。）している場合に、その一括請求に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数（基本使用料を一括請求することとなるX i ユビキタス（基本使用料の料金種別がL T E ユビキタスプランS、L T E ユビキタスプランM、L T E ユビキタスプランS（高速オプション）、L T E ユビキタスプランM（高速オプション）又はL T E ユビキタスフラットに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）及びF O M A ユビキタス（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）及びあらかじめ申し出のあった1の割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るX i ユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 本割引を選択するときは、あらかじめ1のユビキタス定期複数契約割引回線群（以下この欄において「本割引回線群」といいます。）を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、申出が新たに本割引回線群を構成する申出であるときは、本割引代表回線（本割引回線群を代表する1のX i ユビキタス又はF O M A ユビキタスをいいます。以下この欄において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 当社は、本割引の適用を受けているX i ユビキタス又はF O M A ユビキタスについて、本割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する</p>	(4) ユビキタス定期複数契約割引（ユビキタスプラン割引）に係る適用等	<p>ア ユビキタス定期複数契約割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、X i ユビキタス及びF O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。）している場合に、その一括請求に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数（基本使用料を一括請求することとなる第1種X i ユビキタス及び第1種F O M A ユビキタス（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限ります。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）及びあらかじめ申し出のあった1の割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係る第1種X i ユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 本割引を選択するときは、あらかじめ1のユビキタス定期複数契約割引回線群（以下この欄において「本割引回線群」といいます。）を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、申出が新たに本割引回線群を構成する申出であるときは、本割引代表回線（本割引回線群を代表する1のX i ユビキタス又はF O M A をいいます。以下この欄において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 当社は、本割引の適用を受けているX i ユビキタス又はF O M A について、本割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その契約者回線について本割引の適用を廃止します。この場合において、廃止のあったX i ユビキタス又はF O M A</p>					

	<p>場合には、その契約者回線について本割引の適用を廃止します。この場合において、廃止のあったX i ユビキタス又はF O M A ユビキタスが本割引代表回線であるときは、その本割引回線群の中から新たに本割引代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ク～タ (略)</p> <p>チ (1)の2オの規定により基本使用料を日割するとき、一暦月内において、X i ユビキタス契約 (L T E ユビキタスフラットに係るものに限り。) のユビキタス契約の解除と同時に当社が提供する電気通信サービスの契約を新たに締結するとき又は料金種別を変更したときは、アの規定により算定した額をL T E ユビキタスフラットを選択している日数に応じて日割して適用します。</p> <p>ツ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべてのX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスについて本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>表 (略)</p> <p>テ (略)</p> <p>ト ツ及びテの規定にかかわらず、契約者は、割引選択期間満了日を含む暦月の前暦月であるとき又は第1種X i ユビキタス一般契約の解除と同時に第1種X i ユビキタス定期契約を締結する場合であって、当社が別に定めるときは、ツの表に規定する額の支払いを要しません。</p> <p>ナ (略)</p>		<p>Aが本割引代表回線であるときは、その本割引回線群の中から新たに本割引代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ク～タ (略)</p> <p>チ (1)の2オの規定により基本使用料を日割するとき、一暦月内において、第1種X i ユビキタス契約 (L T E ユビキタスフラットに係るものに限り。) のユビキタス契約の解除と同時に当社が提供する電気通信サービスの契約を新たに締結するとき又は料金種別を変更したときは、アの規定により算定した額をL T E ユビキタスフラットを選択している日数に応じて日割して適用します。</p> <p>ツ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種X i ユビキタス及び第1種F O M A ユビキタス (基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限り。) について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>表 (略)</p> <p>テ (略)</p> <p>ト ツ及びテの規定にかかわらず、契約者は、割引選択期間満了日を含む暦月の前暦月は、ツの表に規定する額の支払いを要しません。</p> <p>ナ (略)</p>
(4)の2 (略)	(略)	(4)の2 (略)	(略)

2 料金額
2-1 (略)

2-2 X i ヲビキタスに係るもの
2-2-1 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ヲビキタス	X i ヲビキタス一般契約に係るもの	L T E ヲビキタスプラン S	800 円 (864 円)
		L T E ヲビキタスプラン M	1,600 円 (1,728 円)
		L T E ヲビキタスプラン S (高速オプション)	1,000 円 (1,080 円)
		L T E ヲビキタスプラン M (高速オプション)	1,800 円 (1,944 円)
		L T E ヲビキタスフラット	2,000 円 (2,160 円)
		I o T プラン	800 円 (864 円)
	I o T プラン H S	1,000 円 (1,080 円)	
	X i ヲビキタス定期契約に係るもの	I o T プラン	400 円 (432 円)
		I o T プラン H S	600 円 (648 円)

2-2-2 (略)

第2 (略)

2 料金額
2-1 (略)

2-2 X i ヲビキタスに係るもの
2-2-1 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ヲビキタス	L T E ヲビキタスプラン S	800 円 (864 円)
	L T E ヲビキタスプラン M	1,600 円 (1,728 円)
	L T E ヲビキタスプラン S (高速オプション)	1,000 円 (1,080 円)
	L T E ヲビキタスプラン M (高速オプション)	1,800 円 (1,944 円)
	L T E ヲビキタスフラット	2,000 円 (2,160 円)

2-2-2 (略)

第2 (略)

第3 通信料 1 適用	
通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 基本使用料の料金種別が L T E ユビキタスプラン S (高速オプション) 若しくは L T E ユビキタスプラン M (高速オプション) の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量 ((7) に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) が 2,097,152 課金対象データを超えたことを当社が確認したとき、又は I o T プラン H S の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量が 3,145,728 課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄において「128k 通信」といいます。) を適用します。この場合において、128k 通信の適用を受けている X i ユビキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第 47 条 (通信時間等の測定等) の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>カ～セ (略)</p> <p>ソ 128k 通信は(8)の 2 に規定するデータ定額パックの適用を受けている場合又は X i ユビキタスに係るものである場合に限り、行うことができます。</p> <p>タ 基本使用料の料金種別が L T E ユビキタスプラン S、L T E ユビキタスプラン M、L T E ユビキタスフラット又は I o T プランの X i ユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) サに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(2)～(6) (略)	(略)
(7) データ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ X i ユビキタス定期契約者がその契約の解除と同時に新たに X i ユビキタス一般契約 (基本使用料の料金種別が I o T プラン又は I o T プラン H S に係るものに限ります。) を締結したとき又は X i ユビキタス一般契約者がその契約 (基本使用料の料金種別が I o T プラン又は I o T プラン H S に係るものに限ります。) の解除と同時に新たに X i ユビキタス定期契約を締結したときの累計課金対象データ量は、契約の解除があった X i ユビキタスに係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結した X i ユビキタスに係る累計課金対象データ量を合算して適用します。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ オの規定によるほか、当社は、F O M A 契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した契約者であって、その X i 契約締結の際にデータ専用プランの選択等を行った者から、そのデータ定額パックの選択と同時にその料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。) は、当該料金月におけるデータ通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) 及びパケット通信モード (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、X i 契約の締結があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) エの規定により、基本使用料の料金種別を選択している期間若しくは選択していない期間ご</p>

第3 通信料 1 適用	
通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 基本使用料の料金種別が L T E ユビキタスプラン S 高速オプション又は L T E ユビキタスプラン M 高速オプションの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量 ((7) に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) が 2,097,152 課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄において「128k 通信」といいます。) を適用します。この場合において、128k 通信の適用を受けている X i ユビキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第 47 条 (通信時間等の測定等) の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>カ～セ (略)</p> <p>ソ 128k 通信は(8)に規定するデータ定額パックの適用を受けている場合又は第 1 種 X i ユビキタスに係るものである場合に限り、行うことができます。</p> <p>タ 基本使用料の料金種別が L T E ユビキタスプラン S、L T E ユビキタスプラン M 又は L T E ユビキタスフラットの X i ユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) サに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(2)～(6) (略)	(略)
(7) データ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ エの規定によるほか、当社は、F O M A 契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した契約者であって、その X i 契約締結の際にデータ専用プランの選択等を行った者から、そのデータ定額パックの選択と同時にその料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。) は、当該料金月におけるデータ通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) 及びパケット通信モード (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、X i 契約の締結があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) ウの規定により、基本使用料の料金種別を選択している期間若しくは選択していない期間ご</p>

	とに料金を算定する場合において、当社は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）の設定中に基本使用料の料金種別の変更又はデータ定額に係る選択等があったときは、当社が定める方法により料金を算定するものとします。 （注3）契約者は、当社がオ又はカに規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。														
(8)～(12) (略)	(略)														
(12)の2 X i ユビキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が第1種 X i ユビキタス契約（L T E ユビキタスフラットを除きます。）である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）の料金は、1料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> <th style="text-align: center;">控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L T E ユビキタスプランS</td> <td style="text-align: center;">240円</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランS（高速オプション）</td> <td style="text-align: center;">240円</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM（高速オプション）</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td><u>I o T プラン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>922円</u></td> </tr> <tr> <td><u>I o T プランHS</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,608円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	L T E ユビキタスプランS	240円	L T E ユビキタスプランM	1,800円	L T E ユビキタスプランS（高速オプション）	240円	L T E ユビキタスプランM（高速オプション）	1,800円	<u>I o T プラン</u>	<u>922円</u>	<u>I o T プランHS</u>	<u>4,608円</u>
基本使用料の料金種別	控除可能額														
L T E ユビキタスプランS	240円														
L T E ユビキタスプランM	1,800円														
L T E ユビキタスプランS（高速オプション）	240円														
L T E ユビキタスプランM（高速オプション）	1,800円														
<u>I o T プラン</u>	<u>922円</u>														
<u>I o T プランHS</u>	<u>4,608円</u>														

	とに料金を算定する場合において、当社は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）の設定中に基本使用料の料金種別の変更又はデータ定額に係る選択等があったときは、当社が定める方法により料金を算定するものとします。 （注3）契約者は、当社がエ又はオに規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。										
(8)～(12) (略)	(略)										
(12)の2 X i ユビキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が第1種 X i ユビキタス契約（L T E ユビキタスフラットを除きます。）である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）の料金は、1料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> <th style="text-align: center;">控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L T E ユビキタスプランS</td> <td style="text-align: center;">240円</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランS（高速オプション）</td> <td style="text-align: center;">240円</td> </tr> <tr> <td>L T E ユビキタスプランM（高速オプション）</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	L T E ユビキタスプランS	240円	L T E ユビキタスプランM	1,800円	L T E ユビキタスプランS（高速オプション）	240円	L T E ユビキタスプランM（高速オプション）	1,800円
基本使用料の料金種別	控除可能額										
L T E ユビキタスプランS	240円										
L T E ユビキタスプランM	1,800円										
L T E ユビキタスプランS（高速オプション）	240円										
L T E ユビキタスプランM（高速オプション）	1,800円										

ウ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
L T E ユビキタスプランS	2,200円
L T E ユビキタスプランM	1,400円
L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	3,500円
L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	2,700円
I o T プラン	800円
I o T プランH S	2,300円

エ～オ (略)
(注) (略)

(12) の 2 ～ (24)
(略)

(略)

ウ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
L T E ユビキタスプランS	2,200円
L T E ユビキタスプランM	1,400円
L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	3,500円
L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	2,700円

エ～オ (略)
(注) (略)

(12) の 2 ～ (24)
(略)

(略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種X i ユビキタス契約に係るもの

1課金対象データごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	X i ユビキタス一般契約に係るもの	L T E ユビキタスプランS	1.2 円 (1.296 円)
		L T E ユビキタスプランM	0.9 円 (0.972 円)
		L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	1.2 円 (1.296 円)
		L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	0.9 円 (0.972 円)
		L T E ユビキタスフラット	-
		I o T プラン	0.03 円 (0.0324 円)
	X i ユビキタス定期契約に係るもの	I o T プランH S	0.03 円 (0.0324 円)
		I o T プラン	0.03 円 (0.0324 円)
		I o T プランH S	0.03 円 (0.0324 円)
		I o T プラン	0.03 円 (0.0324 円)

2-4 (略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種X i ユビキタス契約に係るもの

1課金対象データごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	L T E ユビキタスプランS	1.2円(1.296円)
	L T E ユビキタスプランM	0.9円(0.972円)
	L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	1.2円(1.296円)
	L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	0.9円(0.972円)
	L T E ユビキタスフラット	-

2-4 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金

(1) 削除

(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外

ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
 (ア)～(ウ) (略)
 (エ) 第1種 X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
 (オ) 定期契約又は第1種 X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する定期契約（1年定期契約を除きます。）又は第1種 F O M A ユビキタス定期契約を締結するとき。
 (カ)～(コ) (略)
 イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又は第1種 X i ユビキタス定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ2in1又はデータ専用プランに係る第1種一般契約を締結するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。
 ウ～キ (略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定期契約等に係る解約金（第1種 X i ユビキタス定期契約を除く）	9,500円（10,260円）
第1種 X i ユビキタス定期契約	4,000円（4,320円）

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金

(1) 削除

(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外

ア X i 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
 (ア)～(ウ) (略)
 (エ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する定期契約（1年定期契約を除きます。）又は第1種 F O M A ユビキタス定期契約を締結するとき。
 (オ)～(ケ) (略)
 イ アの規定によるほか、当社は、定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ2in1又はデータ専用プランに係る第1種一般契約を締結するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。
 ウ～キ (略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定期契約等に係る解約金	9,500円（10,260円）

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1) (略)	(略)
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 第1種X i ユビキタス一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス定期契約を締結する場合及び第1種X i ユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額)の規定にかかわらず、適用しません。</p> <p>ウ 一般契約の締結と同時に第1 (基本使用料)の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額)の規定にかかわらず、適用しません。</p>
(3)~(8) (略)	(略)

2 料金額 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	(略)
(2) ユニバーサルサービス料の適用除外	X i ユビキタスにおいて契約者識別番号が第21条の5の2 (請求による契約者識別番号の変更)に規定するM 2 M等専用番号であると当社が認めるときは、2 (料金額)の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

2 (略)

第7 (略)

第2表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1) (略)	(略)
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 一般契約の締結と同時に第1 (基本使用料)の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額)の規定にかかわらず、適用しません。</p>
(3)~(8) (略)	(略)

2 料金額 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	(略)

2 (略)

第7 (略)

第2表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ラオス人民民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ETL Company Limited	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ラオス人民民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ETL Public Company	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	ミクロネシア連邦	FSM Telecommunications Corporation	9	-	A	○
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	リトアニア共和国	Telia Lietuva, AB	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

	ミクロネシア連邦	FSM Telecommunications Corporation	9	-	△A	○
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	リトアニア共和国	OMNITEL Telecommunication Networks	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 9 (略)

別表 9 (略)

附 則（平成 29 年 9 月 27 日経企第 1339 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、第 1 種 X i ユビキタス契約及び契約者識別番号に関する部分は、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 262 号（平成 29 年 5 月 25 日）の附則中、「平成 29 年 10 月 10 日までの間」を「平成 30 年 2 月 28 日までの間」に改めます。

4 経企第 1240 号（平成 28 年 11 月 22 日）の附則中、「平成 29 年 9 月 30 日までの間」を「平成 30 年 1 月 15 日までの間」に改めます。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 F O M A 契 約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 第 1 種一般契約</p> <p>第 8 条～第 15 条 (略)</p> <p>(第 1 種一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 16 条 第 1 種一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 75 条（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行する F O M A サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 F O M A サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 X i サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 17 条～第 19 条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節～第 4 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 章 F O M A コピキタス契約</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 節 第 1 種 F O M A コピキタス一般契約</p> <p>第 24 条の 3～第 24 条の 5 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第 24 条の 5 の 2 第 1 種 F O M A コピキタス一般契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は M 2 M 等専用番号（当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 第 1 種 F O M A コピキタス一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属 F O M A サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。</p> <p>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている第 1 種 F O M A コピキタス一般契約</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 F O M A 契 約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 第 1 種一般契約</p> <p>第 8 条～第 15 条 (略)</p> <p>(第 1 種一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 16 条 第 1 種一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 75 条（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行する F O M A サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 F O M A サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 F O M A サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条（契約者識別番号）、第 14 条の 2（F O M A の電話番号保管）、第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 51 条（利用中止）及び第 53 条（利用停止）に規定する通知（第 53 条第 1 項第 10 号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。）については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知、第 22 条（一般定期契約の満了）、第 23 条の 14（第 2 種定期契約の満了）、第 24 条の 10（第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了）及び第 24 条の 24（第 2 種 F O M A コピキタス定期契約の満了）に規定する通知（郵送等により通知を行うものを除きます。）については、電子メール等の送付先への電子メール等の通知又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 17 条～第 19 条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節～第 4 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 章 F O M A コピキタス契約</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 節 第 1 種 F O M A コピキタス一般契約</p> <p>第 24 条の 3～第 24 条の 5 (略)</p>

者からのものであると当社が認めた場合、又はM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、第1種FOMAコピキタス一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

第13条～第19条 (略)

第3節 第1種FOMAコピキタス定期契約

第24条の8～第24条の12 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第24条の12の2 第1種FOMAコピキタス定期契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又はM2M等専用番号への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 第1種FOMAコピキタス定期契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属FOMAサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている第1種FOMAコピキタス定期契約者からのものであると当社が認めた場合、又はM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、第1種FOMAコピキタス定期契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

第4節～第5節 (略)

第4章の2 FOMA位置情報契約

第24条の27～第24条の29 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第24条の29の2 FOMA位置情報契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又はM2M等専用番号への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 FOMA位置情報契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属FOMAサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているFOMA位置情報契約者からのものであると当社が認めた場合、又はM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、FOMA位置情報契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

第24条の30～第24条の31 (略)

第4章の3 (略)

第13条～第19条 (略)

第3節 第1種FOMAコピキタス定期契約

第24条の8～第24条の12 (略)

第4節～第5節 (略)

第4章の2 FOMA位置情報契約

第24条の27～第24条の29 (略)

第24条の30～第24条の31 (略)

第4章の3 (略)

第4章の4 FOMA特定接続契約

第33条～第35条 (略)

(契約者識別番号)

第36条 FOMA特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第79条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、FOMA特定接続の契約者識別番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定によるほか、契約者識別番号をM2M等専用番号へ変更することがあります。

4 第2項の規定により、FOMA特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをFOMA特定接続契約者に通知します。

第37条～第44条 (略)

第5章～第14章 (略)

第4章の4 FOMA特定接続契約

第33条～第35条 (略)

(契約者識別番号)

第36条 FOMA特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第79条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、FOMA特定接続の契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、FOMA特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをFOMA特定接続契約者に通知します。

第37条～第44条 (略)

第5章～第14章 (略)

料金表

通則

1～6 (略)

7 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約、X i ユビキタス契約、F O M A 契約又はF O M A ユビキタス契約の解除と同時に新たにX i 契約、X i ユビキタス契約、F O M A 契約又はF O M A ユビキタス契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約等に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

8～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用																										
(1)～(5) (略)	(略)																									
(5)の2 ユビキタス定期複数契約割引（ユビキタスプラン割引）の適用	<p>ア ユビキタス定期複数契約割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、X i ユビキタス及びF O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。）している場合に、その一括請求に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数（X i ユビキタス（基本使用料の料金種別がL T E ユビキタスプランS、L T E ユビキタスプランM、L T E ユビキタスプランS（高速オプション）、L T E ユビキタスプランM（高速オプション）又はL T E ユビキタスフラットに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）及びF O M A ユビキタス（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）及びあらかじめ申し出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るF O M A ユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="3">基本使用料の割引額（月額）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th rowspan="2">割引選択期間</th> <th colspan="3">一括請求に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数</th> </tr> <tr> <th>99まで</th> <th>100以上999まで</th> <th>1000以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ユビキタスプランS</td> <td>1年</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>200円</td> <td>250円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		基本使用料の割引額（月額）			基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数			99まで	100以上999まで	1000以上	ユビキタスプランS	1年	100円	150円	200円	3年	200円	250円	300円
区 分		基本使用料の割引額（月額）																								
基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタスの数																								
		99まで	100以上999まで	1000以上																						
ユビキタスプランS	1年	100円	150円	200円																						
	3年	200円	250円	300円																						

料金表

通則

1～6 (略)

7 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約又はF O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約又はF O M A 契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

8～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用																										
(1)～(5) (略)	(略)																									
(5)の2 ユビキタス定期複数契約割引（ユビキタスプラン割引）の適用	<p>ア ユビキタス定期複数契約割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、X i ユビキタス及びF O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。）している場合に、その一括請求に係るX i ユビキタス及びF O M A ユビキタス等の数（第1種X i ユビキタス及び第1種F O M A ユビキタス（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限ります。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）及びあらかじめ申し出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るF O M A ユビキタスの基本使用料（料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMであるものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="3">基本使用料の割引額（月額）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th rowspan="2">割引選択期間</th> <th colspan="3">一括請求に係るF O M A ユビキタス等の数</th> </tr> <tr> <th>99まで</th> <th>100以上999まで</th> <th>1000以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ユビキタスプランS</td> <td>1年</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>200円</td> <td>250円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		基本使用料の割引額（月額）			基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るF O M A ユビキタス等の数			99まで	100以上999まで	1000以上	ユビキタスプランS	1年	100円	150円	200円	3年	200円	250円	300円
区 分		基本使用料の割引額（月額）																								
基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るF O M A ユビキタス等の数																								
		99まで	100以上999まで	1000以上																						
ユビキタスプランS	1年	100円	150円	200円																						
	3年	200円	250円	300円																						

	5年	300円	350円	400円
コビキタ スプラン M	1年	100円	200円	300円
	3年	250円	350円	450円
	5年	400円	500円	600円

イ 一括請求に係るX i コビキタ及びF O M A コビキタの数は、当社が定める日に測定します。

ウ～ス (略)

セ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべてのX i コビキタ及びF O M A コビキタについて本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るX i コビキタ及びF O M A コビキタの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。

表 (略)

ソ (略)

タ セ及びソの規定にかかわらず、契約者は、割引選択期間満了日を含む暦月の前暦月であるとき又はF O M A コビキタの契約の解除と同時に第1種X i コビキタ定期契約を締結する場合であって、当社が別に定めるときは、セの表に規定する額を支払いを要しません。

チ (略)

(6)～(8) (略)

(略)

2 料金額 (略)

第2～第3 (略)

	5年	300円	350円	400円
コビキタ スプラン M	1年	100円	200円	300円
	3年	250円	350円	450円
	5年	400円	500円	600円

イ 一括請求に係るX i コビキタ及びF O M A コビキタ等の数は、当社が定める日に測定します。

ウ～ス (略)

セ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種X i コビキタ及び第1種F O M A コビキタ（基本使用料の料金種別がコビキタプランS又はコビキタプランMに係るものに限り。）について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るX i コビキタ及びF O M A コビキタの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。

表 (略)

ソ (略)

タ セ及びソの規定にかかわらず、契約者は、割引選択期間満了日を含む暦月の前暦月は、セの表に規定する額を支払いを要しません。

チ (略)

(6)～(8) (略)

(略)

2 料金額 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用	
定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プラン、限定利用プラン若しくはデータ専用プランに係る2年定期契約、第2種定期契約又はX i サービス契約約款に規定する第1種X i コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ)～(ソ) (略)</p> <p>(タ) タイプ2in1又はデータ専用プランに係る第1種一般契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する第1種X i コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>イ～コ (略)</p>

2 料金額 (略)

第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) <u>ユニバーサルサービス料の適用除外</u>	<p>F O M A コピキタスにおいて契約者識別番号が第24条の5の2（請求による契約者識別番号の変更）に規定するM 2 M 等専用番号であると当社が認めたときは、2（料金額）の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。</p>

2 (略)

第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用	
定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プラン、限定利用プラン又はデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ)～(ソ) (略)</p> <p>イ～コ (略)</p>

2 料金額 (略)

第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)

2 (略)

第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	ラオス人民民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ETL Company Limited	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	ラオス人民民主共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ETL Public Company	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	ミクロネシア連邦	FSM Telecommunications Corporation	9	-	A	○
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	リトアニア共和国	Telia Lietuva, AB	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

	ミクロネシア連邦	FSM Telecommunications Corporation	9	-	△A	○
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	リトアニア共和国	OMNITEL Telecommunication Networks	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 29 年 9 月 27 日経企第 1339 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、第 1 種 X i コビキタス定期契約及び契約者識別番号に関する部分については、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 1240 号 (平成 28 年 11 月 22 日) の附則第 4 項中、「平成 29 年 9 月 30 日までの間」を「平成 30 年 1 月 15 日までの間」に改めます。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)